

「令和3年度 徳島県消費者行政・消費者教育の取組広報に関する委託業務」 仕様書

1 業務名

令和3年度 徳島県消費者行政・消費者教育の取組広報に関する委託業務

2 業務期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

3 業務の目的、趣旨

「G20消費者政策国際会合」のレガシーを継承し、本県での国際会合の進化や国内外に向けての発信力の強化、本県への視察者増等を図ることを目的に、本県の消費者行政・消費者教育の先駆的な取組を国内外に向けて広報する動画の制作を行う。

4 業務内容

次に掲げる動画を制作し、納品する。

(1) 動画の概要

(ア) 内容

徳島県における消費者行政・消費者教育に係る取組を紹介することにより、本県が「消費者行政・消費者教育先進県」であることが分かる内容とする。また、本県における消費者行政・消費者教育関連事業者等の紹介を盛り込むことで、本県への視察について想起できる内容とする。

具体的には、G20消費者政策国際会合やとくしま国際消費者フォーラム等、本県で開催したイベントや、消費者志向経営事業者、エシカル消費自主宣言事業者等の取組事例、その他本県の消費者行政・消費者教育に係る取組の紹介等により構成し、必要に応じて事業者又は学校等の取組撮影及びインタビューを含む内容とする。

(イ) 長さ及び本数

3分程度×2本（日本語・英語）、1分程度×2本（日本語・英語）

計4本とし、同じ分数の動画においては構成等、言語以外の内容は同じでよい。

(ウ) 動画の構成

徳島県の消費者行政・消費者教育の取組を紹介する素材に、撮影した動画を加え、編集し作成する。

10月26日（火）に開催される「とくしま国際消費者フォーラム2021」の様子の撮影、取材対象者の活動の様子等の撮影を行う。

また、必要に応じて取材対象者から動画及び画像を提供してもらい、制作する動画に加えて編集する。

※ 過去のイベント等の徳島県の取組に係る素材（動画）は県から提供する。

(2) 動画の制作

ア 事前調整及び取材交渉

取材対象者への撮影の申し入れ及び調整，ドローン飛行等を含む撮影に係る許可申請，ロケハン，肖像権等の諸権利の整理，機材の準備等，動画制作に付随する全ての必要な業務を実施する。

※ 取材対象者への動画撮影の最初の依頼は県から行う。取材対象者から承諾を得られたら，受託者においてその後の細かな調整を行うこと。

イ 企画案の作成

動画の構成，シナリオや絵コンテ等の企画案について，県と調整の上，作成する。

ウ 撮影

原則としてイベント会場や，取材対象者となる事業者及び学校等の所在地において撮影することを想定している。撮影に必要な機材，設備等は全て受託者が準備する。

映像は4K解像度（3840×2160）以上で制作する。

エ 編集

撮影した動画並びに県及び取材対象者から提供する素材を用いて編集作業を行う。

動画には必要に応じてテロップ，BGM，音響効果等を入れる。

見るものを引きつけ，魅力的なコンテンツとなるよう工夫する。

なお，テロップ及びナレーションは日本語・英語とし，各言語で動画を作成する。

オ その他

取材対象者への出演謝金を支払う（謝金は委託料に含む。）。なお，謝金の額は県の基準に準じた額とする。

5 納品形式

動画の解像度は4K解像度（3840×2160）以上とすること。

形 式 動画 XAVC，MP4（50mbps）

方 法 HDD 又は BD に保存し，納品すること。

※ 成果品は県において業務の用に供するため，必要に応じて編集及び加工し使用することがあります。

納 期 令和4年2月28日（月）

なお，完成した動画から順次納品することとし，納期までに全ての動画の納品を完了すること。

納品場所 徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課
新未来創造・国際担当

6 特記事項

- (1) 著作権について，受託者は委託業務の成果品に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該成果品引き渡し時に，委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 動画撮影に当たり，UAV（ドローン・無人飛行機）を活用する場合は，徳島県 UAV 庁内運用指針を遵守して撮影を行うこと。
- (3) 音楽素材の使用に関しては，基本的にオリジナルかフリー音源を活用する等，著作

権の問題が発生しないようにすること。なお、著作権等の許諾が必要な場合は手続き等を受託者が行うこと。

- (4) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (5) 実施内容等は、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- (6) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (7) 当該業務内容の変更に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。
- (8) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (9) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、委託者の許可を得た場合はこの限りではない。
- (10) 動画の二次利用及び改変にあつては、別途、委託者と受注者が協議を行うこととする。
- (11) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (12) 業務計画書に記載した事項を変更する必要があると判断したときは、委託者に対してその旨の届出を行い、委託者の指示に従わなければならない。
- (13) 仕様書に無い項目で疑義が生じた場合、その都度委託者と協議を行うこと。
- (14) 本業務を実施する上で、必要な資料、画像、映像等について、委託者から受託者に提供するものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。
- (15) 本事業の完了時において、受託者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。なお、支払額は、契約金額の範囲内であつて、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を用意すること。なお、当該証拠書類については、令和9年3月31日まで保存すること。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。
- (16) 提案された内容はすべてにおいて実施することを確約するものではなく、内容等について双方で調整の上実施することとする。また、新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、事業内容の見直しを図る場合があり、その際は委託者と受託者で協議を行いながら、随時調整する。